

国立大学法人大分大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>大分大学の基本理念 人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与する。</p> <p>教育の目標 1. 学生の立場にたった教育体制のもとで、広い視野と深い教養を備え、豊かな人間性と高い倫理観を有する人材を育成する。 2. ゆるぎない基礎学力と高度の専門知識を修得し、創造性と応用力に富んだ人材を育成する。 3. 高い学習意欲を持ち、たゆまぬ探究心と総合的な判断力を身につけ、広く世界で活躍できる人材を育成する。</p> <p>研究の目標 1. 創造的な研究活動によって真理を探究し、知的成果を大分の地から世界へ発信する。 2. 広い分野の学際的な研究課題に対して、総合大学の特性を活かし、学の融合による新たな学問分野の創造を目指す。</p> <p>社会貢献の目標 1. 地域拠点大学として、教育・研究・医療の成果を地域社会に還元することにより、地域社会との連携と共存を図り、その発展に貢献する。 2. 国際的な拠点大学として、広く世界に目を向けて交流を進める。特に、アジア諸国との特徴ある国際交流を推進する。</p> <p>運営の方針 1. 自主的・自律的な教育研究と管理運営のもと、活動内容の継続的な質的向上を図るとともに、情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果すよう努める。 2. 社会と時代の変化に対応し得る、機能性に優れた柔軟な運営体制の構築を目指す。</p>	

<p>I 中期目標の期間</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>「学士課程」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな創造性と社会性を身に付けた人材を育成するために、課題発見・解決型の能力と、積極的に地域並びに国際社会に関わり、社会の要請に応えられる能力を開発する教育を行う。 ○ 教養教育は、学部一貫教育体制の下に、修得した知識や技術を、より広い視野から自己の世界観・社会観・人間観として統合できる総合的な判断力の育成と、基礎的専門知識や技術の習得を目標とする。 ○ 創造性と社会性を備えた人材の育成を志向した教育の成果・効果を検証するために継続的な調査・分析を行うとともに、その分析結果を生かすための組織的な検討を行う。 <p>「大学院課程」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な年齢、キャリア、国籍をもつ人材を受入れ、創造的で高度な専門教育を行い、社会でリーダーシップを取りうる高度な専門性を備えた人材、各専門分野で知のフロンティアを切り拓きうる人材を育成する。 ○ 大学院教育の成果・効果を検証するために継続的な調査・分析を行うとともに、その分析結果を生かすための組織的な検討を行う。 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教養教育の成果に関する具体的目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養教育の全般的見直しを行い、豊かな感性と教養並びに倫理観を備えた、人間性豊かな人材を育成する。 ・ 国際性を身に付けた人材を育成するため、異文化理解力、情報活用能力や外国語を含むコミュニケーション能力の向上を図る教育を充実させる。特に、英語については、「仕事で英語が使える」人材の育成を目指して教科内容等の改善を図る。 ・ 導入教育の充実を図り、学習の動機付けを高める。 ○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程での教育により、自らの専門を積極的に生かし、社会に貢献することができる人材を育成する。また、大学院へ進学し、高度な専門的知識の習得を目指す人材の育成を図る。 ・ 大学院課程での教育により、教育者、研究者及び高度専門職業人として国内外で活躍することができる人材を育成する。 ○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生による授業評価の分析と適切な成績評価の結果を踏まえて、教育の成果・効果の検証を行う。 ・ 各授業科目の到達目標を明確にし、履修した学生の達成度を調査する。 ・ 社会（雇用主等）に、卒業生及び修了生の能力及び教育成果に関する調査を行い、その調査結果を教育課程・教育内容等の改善に活用できるシステムを構築する。

(2) 教育内容等に関する目標

- 多様な学生を受入れるために、明確なアドミッション・ポリシーを作成し、入学者選抜の基本方針に基づき入学者選抜方法の改善に努める。
- 全学、教養教育、学部及び研究科のそれぞれの教育理念に基づいた教育課程を編成するとともに、授業の形態と内容及び学習指導法、成績評価などについて継続的に点検評価し、組織的にその改善・充実を図る。
「学士課程」
- 全学的な共通教育としての教養教育の履修基準・区分・内容・教育方法・成績評価等について検討・見直しを組織的に実施し、その改善・充実を図る。
「大学院課程」
- 各研究科の理念に基づいて教育課程を編成し、授業の開講方式や授業形態と内容、学習指導法、成績評価などについて継続的に点検評価し、組織的にその改善・充実を図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
「学士課程」
 - ・ アドミッション・ポリシーの周知・徹底を図るための広報活動を一層充実させる。
 - ・ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するために、入試方法（募集単位・科目・問題作成等）の改善を行う。また、A0入試の導入を検討する。
 - ・ 入学後の追跡調査に基づき、推薦・社会人などの特別選抜、一般選抜及び編入学について、選抜方法及び募集人員等の見直しを検討する。
 - ・ 本学と高等学校との連携を通じて、高等学校教育と大学教育のより適切な接続方法等を検討する。
 - ・ 留学生の受入れについては、入試情報などの積極的な提供により、留学生数の増加を目指す。
- 「大学院課程」
 - ・ 研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、適切な入試科目・入試方法等を検討する。特に、社会人の再教育等への配慮を十分に行う。
 - ・ 社会人の大学院入学者数を増やすために、昼夜間開講科目の充実・改善を図る。
- 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
 - ・ 本学の基本理念・目標を実現するため、各学部と各研究科の授業科目の到達目標を明確にする。
- 「教養教育」
 - ・ 教養教育では、意思伝達・情報活用の力を重視し、語学力と情報活用能力などの基礎的共通教育の充実を図るため、授業科目の具体的な到達目標を定めた教育課程を編成する。
 - ・ 学生本位の立場から、多様なメディアを活用して教育内容・方法の改善を図る仕組みを作るほか、個々の学生が自ら能力を伸張するための多様な学習方法（補習授業や基礎セミナー・現地学習など）を工夫する。
- 「学士課程」
 - ・ 育てるべき人材像に基づいた教育課程の編成を行うとともに、教育課程の見直し・点検を組織的に行い、その改善・充実を図る。
 - ・ 職業意識を啓発する授業科目を充実させるとともに、インターンシップ等の拡充を図り、卒業後の進路を適切に選択できる能力を高める。
 - ・ 学部学生の大学院進学意欲を高めるため、優れた学生には、大学院で開講されている授業科目を受講できるようにする。
 - ・ 大学院教育との接続を考えた教育課程を編成し、進学希望者に対して適切な指導を行う。
- 「大学院課程」
 - ・ 各研究科の育てるべき人材像に基づいた教育課程の編成を行うとともに、教育課程の見直し・点検を組織的に行い、その改善・充実を図る。
 - ・ 各研究科の壁を越えた教育課程を整備し、学生が他の研究科の授業科目を履修できるようにする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 権限と責任のある全学的な教養教育実施体制を構築し、学部及び研究科ごとの教育実施体制を整備・充実させる。
- 講座の見直しや学部を超えた教員配置の検討を通じて、教養教育と専門教育との有機的連携が図られるような教育実施体制の整備に努める。
- メディア教育の重視など時代の流れに沿った教育環境の整備を進めると同時に、社会の要請に応えられる教育を目指し、教育の質の改善、新教材の開発、学習指導法の研究などを継続的に行う。
- 附属図書館を整備し、学術情報の収集・提供の拡充を図り、学習・研究支援施設として利用者のニーズに応じた効果的なサービスを行う。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・ FD研修を一層充実させるとともに、教員が相互に授業を参観し研修する公開授業等を実践する。
- ・ 少人数クラス編成により、教養教育・導入教育等の充実を図る。
- ・ 遠隔授業システム利用のための研修を行い、活用の拡大・促進を図る。
- ・ 各授業科目のシラバスの形式を統一し、その内容の改善や電子化・一般公開を図る。
- ・ 学外で取得した各種検定試験等に応じた単位認定の幅を広げる。
- ・ 学生用図書充実させ、学生の自己学習を支援する e-Learning を推進する等、教室外での学習を促す学習環境の整備を図る。
- ・ 放送大学をはじめ他大学（外国の大学等を含む）との単位互換を推進する。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・ 学士課程においては、6段階成績評価や GPA 制度等による成績評価の実施状況について分析し、適切な成績評価を実施する。
- ・ 各授業科目の成績評価基準を明確にし、特に同一名称の科目等については成績評価の一貫性を図る。
- ・ 成績評価のための課題レポート及び定期試験等の解説や、模範解答例の公表を積極的に行う。

○教育の改善に関する具体的方策

- ・ 大学教育開発支援センターを改組した高等教育開発センター(仮称)において、教育内容及び教育方法に関する企画・開発、教育支援、教育評価の見直し等を行い、教育改革を推進する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教養教育、学部、研究科等の教育実施体制等の整備・充実

- ・ 教育研究評議会、教養教育委員会、教務委員会並びに大学院委員会で教育実施体制を見直し、高等教育開発センター(仮称)の支援を受けながら、権限と責任のある全学的な教養教育実施体制、学部及び研究科ごとの教育実施体制を整備・充実させる。
- ・ 教育研究評議会及び教養教育委員会、並びに教務委員会の議を経て、教養教育と専門教育との横断的な連携を図るための体制を早急に確立する。

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 教育の実施体制の充実・改善を図るために、教職員を柔軟に配置することを教授会、教務委員会及び教育研究評議会で検討する。その際、教員の研究上の専門性が十分発揮されるように配慮する。
- ・ 教養教育と専門教育の有機的連携を推進するため、教養教育委員会で教養教育における全学出勤方式を徹底し、平成17年度までに全学のすべての教員が、実施可能な教養教育科目の登録を行う。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 教養教育委員会で教養教育の施設・設備の更新を計画的に行い、学習環境の整備を図るとともに、各学部も整備計画を策定する。

- ・ 挟間キャンパスと且野原キャンパス間の学生ならびに教職員の効率的な移動手段として教養教育委員会の責任でキャンパス間のシャトルバス等を運行する。
 - ・ 多様なメディアを利用した教育を行うため、教務委員会及び教養教育委員会の検討を経て、教授会の了承のもとに講義室・演習室の機器・設備の状況を点検し、総合情報処理センターと連携して全教室への情報ネットワークシステムの整備等の具体的な計画を策定する。また、教育効果を高めるため、教務委員会及び教養教育委員会で SCS, e-Learning 等ネットワークの活用方法を検討する。
 - ・ 総合情報処理センターを中心に、ネットワークの利用環境の整備、情報教育機器の整備をはじめ、IT 機器の利用方法や情報教育の支援の充実を図る。
 - ・ 附属図書館運営委員会において、学習用図書の実用及び電子図書館化への対応を推進し、教育・学習支援機能を高めるとともに、授業時間外の学習等を支援するため、学習環境の整備を行う。
 - ・ 学生の学習を支援するため、教務委員会で全学的な教務情報システムの機能の充実を図る。
- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- ・ 教員評価システムの運用により、評価委員会で教育活動を適切に評価し、教育・学習指導の質の改善に資するフィードバックシステムを構築するとともに、優れた教員に対する支援方策を検討する。
 - ・ 教員の教育活動の評価について広報委員会が評価委員会と連携して評価結果を公表し、高等教育開発センター（仮称）のFD 活動等を通じて評価結果の活用を図る。
 - ・ 生涯学習を支援するなど、教育上の社会貢献に関する評価システムを評価委員会で整備する。
- 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFD に関する具体的方策
- ・ 高等教育開発センター（仮称）を中心として、FD 研修会等を定期的かつ継続的に企画・開催し、教材、学習指導法等の一層の充実を図る。
 - ・ 高等教育開発センター（仮称）が実施するFD 研修会において、少人数授業、双方向型授業やメディア教育、指導法等、学生の学力に応じた教育・学習指導法のあり方の研修を行い、これに基づき教務委員会及び教養教育委員会で各授業を組織的に改善する。
 - ・ 高等教育開発センター（仮称）で e-Learning システム等の有効活用を検討し、学生の学力レベルに合った教材を開発、提供するとともに、定期的な見直しにより、グレードアップを図る。
 - ・ 教務委員会及び教養教育委員会を中心にTA 等を積極的に活用して教育効果の向上を図る。
 - ・ TA などの教育補助者の資質の向上を図るために研修等を実施する。
- 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策
- ・ 全国共同教育は、高等教育開発センター（仮称）のメディア教育プロジェクトによって推進する。
 - ・ 高等教育開発センター（仮称）が中心になって SCS や MINCS の利用を促進するとともに、遠隔授業システムを積極的に活用する。
 - ・ 教務委員会及び教養教育委員会が高等教育開発センター（仮称）及び総合情報処理センターと連携して e-Learning や Web Learning の広範囲な利用の推進を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

- 様々な経歴をもつ学生に対して、学習及び生活面での充実した学生生活を支援し、自己実現を促すための教育体制と環境の整備に努める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
 - ・ 学生が授業科目や専門、専攻を選択する際に実施するガイダンスの改善を図る。
 - ・ 学生の学ぶ意欲を引き出し、それに応えるための相談体制と学習効果を高める助言体制の整備・充実を図るとともに、学習支援のための環境整備に努める。
 - ・ 学生の学習を支援するため、指導教員、保健管理センター、事務職員等（教員以外の者）の3者が連携・協力を図るためのネットワーク作りを行い、オフィスアワー制度の見直し、TA及びチューターの配置、進路相談体制等、学生の生活面及び精神面でのサポート体制を強化する。
 - ・ 学生の学習意欲を喚起するため、学業成績優秀者及び課外活動において顕著な成績を上げた学生の表彰制度を導入する。
- 生活相談・就職支援等に関する具体的方策
 - ・ 各学部及び保健管理センター等において、学生の生活や心身の健康に関するカウンセリング等の相談体制と健康管理のための支援体制を整備し、きめ細い包括的な相談体制を構築する。
 - ・ 学生及び留学生の厳しい就職状況に対応するために、キャリア教育を推進するとともに、就職支援の体制と組織（就職支援室）の整備・充実を図る。
 - ・ インターンシップを推進し、就業体験による学習意欲と職業意識の向上を図る。
 - ・ 充実した学生生活を実現するために、学生生活関係の情報化を推進するとともに、学生寄宿舎及び福利厚生施設などの生活支援施設の充実と利便性の向上を図る。
 - ・ 日常的に学生からの意見を汲み上げるため、学生との意見交換会を定期的で開催するとともに、学内各所に提案箱（仮称）を設置する。
- 経済的支援に関する具体的方策
 - ・ 学生生活の継続に必要な経済基盤の確立に資するため、奨学金、授業料免除、アルバイトの紹介など多面的な支援体制を取りながら、学生生活の維持及び充実のための方策を総合的に推進する。
- 社会人・留学生等に対する配慮
 - ・ 生涯学習の観点から、増加する社会人学生に対して、学習機会へのアクセシビリティを向上させるとともに、学生の特性・個性に応じた支援を行う。
 - ・ 国際化の流れの中で増加しつつある外国人留学生に対して、各学生の特性・個性に対応した支援を行う。
 - ・ 障害を持つ学生に対する支援体制の充実と環境の整備を包括的に推進する。そのために、指導体制や指導方法の工夫改善点を取りまとめるとともに、施設・設備等の整備を進める。
- その他の方策
 - ・ 大学開放事業など各種の事業実施において学生との協力関係を構築し、学生の多様な成長を促すとともに教育効果の向上を図る。
 - ・ 学生によるボランティア活動の推進のため、学内におけるボランティア支援センター（仮称）の設置や活動の単位化などについて検討する。
 - ・ 学生の人間的成長を促す場として、正課外の自主的活動の活性化を図るとともに、施設の改善や条件整備を進める。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 独創的で、社会、とりわけ地域社会との連携を促進する研究を生み出すための方策を検討し、その検討結果を踏まえて研究の水準及び成果の向上に結び付く取組みを全学的に推進し、研究体制を整備する。
- 研究成果を地域社会並びに国際社会、特にアジア・環太平洋圏を中心とした地域の発展に資するべく積極的に還元・移転する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 全学的な研究実施体制について検討を行い、研究者の柔軟な配置を行うとともに、研究環境の整備、支援方策などを確立して、研究の質の向上に取り組む。
- 学術研究の動向等に応じて、研究組織の柔軟な編成や、学内外の研究組織・機関との連携・協力を図る。
- 研究成果の知的財産化を積極的に推進し、将来の財政基盤のひとつとしての位置づけを図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 大学として重点的に取り組む領域
 - ・ 研究教育拠点を目指すための人間環境科学、福祉科学、生命科学の学問分野に関する研究
 - ・ 高度な資質を備えた学校教員の養成及び教育臨床、発達臨床、現職教員研修、生涯学習支援システムなど、地域の教育課題解決を目指す研究
 - ・ 国際社会との連携を射程に入れた地域共生社会（福祉、文化、社会経済、情報ネットワーク）の実現を目指す研究
 - ・ 生命現象の基礎的研究並びに健康の維持・増進、疾病の治療・予防に寄与する独創的、先導的研究
 - ・ 疾病を医学的側面のみならず、文化的・社会的・経済的背景を含めた生態系全体の中に位置付ける研究
 - ・ 加齢に伴う問題を医療、工学、福祉面など学際的に研究し、ライフステージに応じて質の高い生活を保障するための研究
- 研究成果の社会への還元に関する具体的方策
 - ・ 地域社会との双方向的なコミュニケーションの積極的な推進によって、社会貢献の充実を図るために、地域の産業振興や新産業創出などに貢献する共同研究を地域共同研究センター及びコミュニティ総合研究センターを中心に積極的に進める。
 - ・ イノベーション機構の設置によって、リエゾン・オフィス等を一層充実させるとともに、相談等の窓口機能の充実を図る。
 - ・ 大分 TL0 を活用し、年間 15 件程度の特許の申請を実現する。
- 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
 - ・ 研究の評価体制の充実を図る。
 - ・ 国内外の学会などへの貢献や高く評価された研究成果、受賞についての情報をはじめとする研究活動に関して、幅広い広報体制を整備し、研究水準・成果の検証に資する。
 - ・ 国内外の研究者・実践者等を招聘して講演会等を開催し、研究交流を深めることで研究、教育、実践の活性化を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - ・ 教員の教育と研究の活動分野に関する役割分担を考慮したシステムの開発を進め、研究実施体制の改善に努める。
 - ・ 研究の重点化を図るため、教員の流動的に行うシステムを構築する。
 - ・ 学科（学部、大学）を越えたプロジェクト形式の研究を推進できるような柔軟な研究体制の整備を行う。
 - ・ 研究活動を支援するため、研究支援職員等を配置する。
- 研究資金の配分システムに関する具体的方策
 - ・ 研究の緊急度、必要性、社会的評価等に基づき、予算の重点配分などを行えるような柔軟

な体制を構築する。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 研究室及び研究設備・機器等の整備を行う。
- ・ 研究の重点化を図るため、研究室の再配置とレンタルラボを整備する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・ 本学における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するための体制として、大分大学知的財産本部を設置する。
- ・ 地域共同研究センターを中心に、教員のための知的財産に関する教育等を行い、教員の知的財産に対する理解と意識の向上を図り、あわせて事務職員等の知的財産管理能力を高める。
- ・ 大分 TL0 を活用した、大学の技術シーズと産業界ニーズのマッチングを促進するための情報提供、教員と企業等との共同研究や受託研究のコーディネーション活動、企業等に対するコンサルティング活動を通して、知的財産の創出・権利化に努める。
- ・ VBL による学内ビジネスインキュベーション活動を推進し、知的財産の活用を図る。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・ 教員の研究活動に関する自己点検・評価及び外部評価等の結果をデータベース化して公表するとともに、その評価結果をフィードバックし、研究活動を改善するための組織・システムを構築する。
- ・ 教員の研究の改善、特に質的向上を図ると共に、研究活動について広く社会に情報公開するために、研究計画・研究活動に関する報告書の作成とその公開を進める。また、研究活動・研究成果の評価に関する手法などを検討する。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・ 学部・学科の枠にとらわれず、学内外の研究者の研究交流を促進するため、学内共同教育研究施設等の整備を行い、共同研究の体制を充実させる。
- ・ 共同研究を創出するため、情報交換や多様な研究について話し合う交流スペースを確保する。

○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・ カリキュラム等の見直し、各種委員会の統廃合を通じ、研究環境を整備する。
- ・ サバティカル制度の導入等、研究に専念できるような仕組みについて検討する。また、各種委員会の統廃合を行うことによって、日常的な研究時間の確保を図る。
- ・ 国際交流・学術振興基金の財源の確保に取り組み、その運用方法を改善する。
- ・ 新しい研究分野へのセンター等の設置、既設センター等の統合などについて検討する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

- 地域社会及び国際社会に開かれた大学として、地域社会、産業界、地方自治体及び国内外の大学との多様な連携・協力・支援関係を強化し、社会貢献を充実させるための体制を整備する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 本学研究者の研究内容・成果などのデータベースを整備し、地域との連携・貢献に役立てる。
- ・ 児童・生徒から専門的職業人をはじめとした社会人までの生涯学習の支援のために、生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座・公開授業をはじめとした大学開放事業につ

いて、総合的に取り組む体制を整備するとともに、事業の質的向上と量的拡充を図り、地域社会との連携・協力、地域への貢献を推進する。

- ・ 学部及び研究科と連携して、社会人の再教育や生涯学習の場を拡充する。

[教育]

- ・ 社会のニーズをもとに、教育・福祉、経済学、工学、医学・看護学・医療等に関する教育サービスを行い、本学と産業界並びに地域社会の連携・協力を図る。

[研究]

- ・ 学内における研究・技術開発の成果を収集し、情報ネットワークを用いた情報発信により産業界との連携・協力を促進する。
- ・ 地域連携推進機構を改組してイノベーション機構として発足させ、地域社会ニーズの把握、地域とのコミュニケーションの確立を図り、種々の要請に一元的かつ迅速に対応可能なネットワークを形成する。
- ・ 諸外国の大学や研究所との共同研究体制を整備し、協力と支援を推進する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・ 地域共同研究センターを中心とした共同研究・受託研究を一層推進する。
- ・ 大分大学知的財産本部を中心に、学と産・官の連携により、知的創造サイクルの形成に努める。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・ 単位互換の拡大のほか共同授業、共同セミナーなどによって連携を深める。
- ・ 大分県内の他大学等の教員や企業人等を本学の研究員・研究生として積極的な受入れを図る。
- ・ 大分 TLO に参加する地域の公私立大学等との研究上の連携を深め、中核大学としての役割を果たす。
- ・ 附属図書館と地域の大学図書館・公共図書館との連携・協力関係を強化し、目録の横断検索サービスを実施する。また、公共図書館との相互貸借サービスについて整備・拡充を行う。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・ 留学生交流及び学術交流に関わる組織的整備の充実を図る。
- ・ 学生の海外留学・派遣を全学的に推奨し、諸外国、特にアジア諸国への派遣を積極的に推進する。
- ・ 外国の大学との教育研究上の交流を推進する。
- ・ 国際交流・学術振興基金の適切な運用と増額について検討する。
- ・ JICA などによる国際的教育貢献活動に積極的に参加し、その業績を組織として適切に評価する。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・ 医療や福祉に関して、国内外、特にアジア諸国の教育・研究機関との連携を強化する。
- ・ 教職員や大学院生の海外留学・派遣をより一層推進するとともに、留学先・派遣先の大学や研究所との研究協力を強化する。

(2) 附属病院に関する目標

- 地域における中核的医療機関として、高度な医療技術の開発と提供をとおして、倫理観豊かな医療人の育成を図るとともに、地域医療の向上に貢献する。

(3) 附属学校に関する目標

- 学部と附属校園が連携を強化し、共同研究体制の整備を図る。
- 附属校園の学校運営の改善に関わる諸問題を附属校園全体の体制の中で解決する。
- 附属学校の教育体制の改編を視野に入れて入学者選抜の整備・改善を図る。
- 公立学校との人事交流の体系化を図る。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- プラン・ドゥ・シィを基本原則とした運営体制を確立し、激変する環境の変化に適切に対応することができる効率的で責任ある意思決定システムにより、大学のマネジメントに努める。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策
 - ・ 臓器別、機能別診療体制に移行する。
 - ・ 緩和ケア専従チームをつくり、緩和医療を実施する。
 - ・ 地域医療連携センターを充実させる。
 - ・ ボランティアによる支援を大幅に拡大して、患者サービスを充実させる。
 - ・ 病院経営戦略を企画し実行するために、戦略的企画部門を設置する。
- 倫理観豊かな医療人育成の具体的方策
 - ・ 新医師臨床研修管理型病院として充実した卒後研修が遂行できるように整備する。
- 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策
 - ・ 診療科毎あるいは共同して先端医療技術開発と臨床応用の研究課題を設定し、中期目標期間中3件の高度先進医療の承認を受ける。
 - ・ 臨床試験を推進する。
- 適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策
 - ・ 効率的かつ適切な職員配置の観点から、医療技術職員を集約して一元的に組織する。
- 医療の質及び医療安全管理に関する具体的方策
 - ・ 医療事故防止対策と発生時の対応の更なる改善を図り、医療の質を向上させる。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
 - ・ 学部主導の下に学部・附属連携推進委員会を活用し、学部と附属四校園の組織的な教育・研究を推進する。
- 学校運営の改善に関する具体的方策
 - ・ 各校園の学校評議員制度を活用するとともに、学部との連携を図りつつ、校園長と副校園長の一体的なリーダーシップの下に地域のニーズに適切に対応する教育研究体制を構築する。
 - ・ 校園長・副校園長連絡会議を中心として、附属四校園が連携した一体的学校運営を推進する。
- 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策
 - ・ 附属幼・小・中一貫教育体制の構築とカリキュラム編成の策定を図る。
 - ・ 附属四校園教員の相互協力による、総合的な入学者選抜体制の充実について検討する。
- 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策
 - ・ 公立学校との総合的な研修体制の下に附属四校園における研修の充実を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
 - ・ 役員会、経営協議会、教育研究評議会等において、人的・物的資源の有効活用と財政基盤の強化のために、学内コンセンサスの円滑な形成に留意しつつ全学的な経営戦略を確立し、

○ 限られた資源を有効に活用するために、学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備する。

公表する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・ 経営協議会、教育研究評議会等の役割等を明確にするとともに、連携を図り、円滑な組織運営に努める。
- ・ 特定の課題及び横断的な課題については、必要に応じてプロジェクトチームを設置するなど、迅速かつ効率的に対応する。
- ・ 学内の各種委員会のあり方を検討のうえ、削減等の見直しを行う。
- ・ 経営協議会において、運営体制の問題点等についての点検を定期的実施する。その点検結果に基づいて必要な改善策を講じ、次年度の年度計画に反映させる。
- ・ 中期目標期間における運営体制の問題点・改善点を検証し、その検証結果を公表する。また、これらの結果を次期中期目標の策定に反映させる。
- ・ 学長、理事、部局長等による運営会議を活用して、情報の迅速な共有化を促進し、大学運営の円滑化を図る。
- ・ 事務組織は教学組織と連携しつつ大学運営の企画立案等に積極的に参画し、学長以下の役員等を直接支えるなど、大学運営の専門職能集団としての機能を発揮する。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・ 学部長の権限を明確にするとともに、副学部長制の導入など学部長補佐体制を整備し、機動的・効率的な学部の運営体制を確立する。
- ・ 部局運営の機動性を高めるため、各種委員会を機能的に再編するなど見直しを行う。
- ・ 教授会のあり方を見直すとともに、審議事項を精選し、機動的な学部運営を図る。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・ 効率的・機動的な大学運営を行うために、教員・事務職員等の有機的・協働的な分担協力関係を確立する。
- ・ 事務系幹部職員を大学運営の企画・立案に参画させる。
- ・ 必要に応じて事務系幹部職員を学部運営に参画させる。
- ・ 大学運営における教員と事務職員等との役割分担を明確にするとともに、連携協力の強化を図る。
- ・ 教職員や学生の大学運営等に関する意見を取り入れ、フィードバックが可能となるシステムを構築する。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・ 学内資源（人事・予算等）の効果的な配分を行う。
- ・ 予算面については、一定の枠を留保し、戦略的な分野に重点的に配分するなど柔軟な運用を図る。
- ・ 施設面については、一定のオープンスペースを確保し、戦略的な分野に重点的に配分するなど柔軟な運用を図る。
- ・ 人的な面については、学長裁量ポストを確保する等、大学運営上重点的かつ戦略的に取り組む分野に人的資源を機動的に活用できるシステムを構築する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・ 大学運営において専門性の高い分野（法務、労務、財務、産学連携、知的財産、国際交流、

入学者選抜，就職，広報等）に，学外有識者や専門家の登用を図る。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・ 監査室を設置し，学外専門家を登用しながら，監事と連携して内部監査機能を強化する。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・ 業務の効率的な運営のために，共通的な事務処理及び人事交流や研修など，必要に応じて地域や同一分野の大学，学部間の連携・協力体制を整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 教育研究の進展や社会の要請に応じ，教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・ 教育組織・研究組織の適切な運営のために，学内コンセンサスの円滑な形成に留意しつつ学長，理事，部局長等による運営会議で，協議・検討する。

○教育研究組織の見直しの方向性

- ・ 学部，研究科，センター等の組織について，統合のメリットを生かし，学術研究の発展，時代や社会の要請に即応した教育研究組織とするため，学外者の意見も参考にしながら，自主的に定期的な点検評価を行うとともに，見直しを行い，柔軟な組織構成のための積極的な改革に取り組む。
- ・ 新学部構想や大学院の独立研究科の設置計画について検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標

- 公平性及び客観性を確保しながら，柔軟で多様な人事システムの構築を目指すとともに，優秀な人材の確保と資質の向上のための取組みを行う。
- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・ 教員については合理的な教員評価システムを，また事務職員等においては適切な人事考課制度を整備し，段階的に実施する。
- ・ 評価結果の具体的な活用方法について検討する。
- ・ 教育研究，その他特に顕著な業績を上げた教職員については，顕彰制度を設け，表彰する。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・ 大学運営上重点的な分野及び戦略的に取り組む分野に対応できる人事システムの構築を図る。
- ・ 柔軟で多様な人事制度（勤務体制，服務体制など）に対応するため，人事問題について検討する専門委員会を設置する。
- ・ 教員の兼業を支援するため，多様な勤務体制の導入を検討する。その場合，透明性を確保するため，自己規律の保持と情報開示を視野に入れた服務基準を定める。
- ・ 事務組織について，管理部門と業務部門の適切な均衡を図る。
- ・ 事務職員等の人事は，定期的な異動だけではなく，専門性や適性を重視した人事制度を構築する。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・ 任期制の導入を検討し，実践的経験や識見をもつ学外者等，国内外の優秀な人材の積極的登用を推進する。現在，実施している公募制については，一層の充実を図る。
- ・ 時代に即応した教員選考基準を定め，選考においては研究業績だけでなく，教育・社会貢

献・大学運営等の業績を含めた総合的な審査を行う。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

・ 外国人，女性，障害者，他大学出身者等を，業績や能力に基づき教員として積極的に任用し，その状況を定期的に公表する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

・ 特定の専門的知識，実務経験・資格等が求められる分野（法人経営，国際交流，産学連携，知的財産等）については，経験や資格を有する民間人の選考採用が可能となるような制度を導入する。

・ 事務職員等の専門性向上のため，自己啓発への積極的な取り組みや業務遂行に有用な民間研修等への積極的な参加を推進する。

・ 幅広い経験や見識のある人材を養成するため，九州地区の国立大学法人等と連携して人事交流を推進する。

・ 事務職員等の資質向上のため，九州地区の大学等と連携して，各種の研修を実施するとともに，業務に関連する資格（外国語，会計簿記，情報処理など）の取得を推奨し，必要な支援を行う。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

・ 全学的な視点から，全体の教職員に係る人件費管理を一体的に行い，適正かつ効率的な人事管理を推進する。

・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ，平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

・ 外部資金の導入を促進し，これを基に多様な人材の確保を目指す。

○給与基準の策定

・ 教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるシステムを検討する。

○行動規範の策定

・ 教職員が守るべきガイドラインを定め，学内外に周知・公表する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

○ 事務の役割や機能を明確にし，各事務部門等の有機的連携を高めることにより，事務の生産性向上を目指す。

○ 柔軟な事務組織の構築を目指して，組織の再編・統合等により，効率化・合理化を進める。

○ 事務処理等のアウトソーシングについて検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

・ 学生の利便性向上のため，学生サービス関係業務（就職支援等）に続き，教務関係業務も可能な限り集中・一元化し，機能的な学生支援体制を構築する。

・ 多様化する入試に対応するために，専任教員の配置を含めたオフィスを開設し，アドミッション・ポリシーに沿ったA0入試の導入について検討する。

・ 事務組織と教学組織の協力関係を強め，大学運営の支援体制を再構築する。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

・ 事務職員等の採用試験及び資質向上のための研修を他大学と共同で実施する。

・ 共済事務，雇用保険事務などの共通化を検討し，経費削減を図る。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

・ 大学の適切な運営を図るため，総務部と財務部を中心として各種業務について見直し，費用対効果とサービスの向上の観点から外部委託の具体化を検討する。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- 科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の確保に全学的に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標

- 経費抑制に対する教職員の意識改革を図るとともに、経費の使用状況について恒常的に点検・見直し・改善を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 資産状況を正確に把握し、資産の有効運用を図るとともに、適正な管理システムを構築する。
- 土地・施設・設備等の状況を正確に把握し、戦略的な施設等の整備と維持管理を行い、効率的・効果的な運用を図るため、全学的視点に立った施設マネジメント推進体制を確立する。
- 施設等の整備及び維持管理に必要な財源の確保に努める。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部研究資金増加に関する具体的方策
 - ・ 科学研究費補助金については、申請率の100%を目指し、受託研究及び奨学寄附金等の外部研究資金の積極的な獲得を目指す。
 - ・ 外部研究資金を確保するために、研究シーズ等のデータベースを充実させ、学外への研究成果の積極的な公表を図る。
- 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策
 - ・ 大学の役割とニーズに即した適切な検定料・入学金・授業料を設定し、自己収入の確保に努める。
 - ・ 附属病院収入については、附属病院の新しい医療領域・技術を開拓するとともに経営改善を推進し、健全経営による増収を図る。
 - ・ 地域社会のニーズに即した公開講座・公開授業を充実することや学内施設の開放を進め、受講料や施設使用料の増加を図る。
 - ・ 知的財産権を、基本的には大学に帰属させ、その実施許諾料による収入増加を目指す。
 - ・ 卒業生への各種証明書等の有料化、再試験受験料の有料化等を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の抑制に関する具体的方策
 - ・ 財務会計システム等の活用、業務見直し等により、効率的かつ合理的な事務運営を推進する。
 - ・ 業務に支障のない範囲内で一斉退庁制度などによる節電、節水及びゴミの抑制に努め、毎年度目標を定めて、計画的に削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策
 - ・ 点検評価に基づいた土地・施設・設備等の有効利用・維持管理及び保全に努め、有機的に活用する方策を確立するため、経営協議会等で施設マネジメントシステムを構築し、効率的運用を図る。
 - ・ 土地・施設・設備等を効率的・効果的に活用するために必要な財源の確保と適切な予算配分を行い、コスト削減に努める。
 - ・ 本学所有の知的財産権の積極的な活用方法を構築する。
 - ・ 運営費交付金、自己収入及び外部研究資金等について、安全な運用管理を行う。
 - ・ 教育研究活動を安定して遂行できる財務基盤を確保・維持するためのシステムを構築する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 評価体制を点検し、必要に応じて見直しを行い、全学的に教育研究システムのデータベース化を早急に進めるとともに、自己点検・評価及び第三者評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標

- 「開かれた大学」づくりの一環として、広報体制の一層の充実を図るとともに、情報公開をさらに推進し、改善する。
- 大学としての公式ホームページの充実推進を図る。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 施設設備の整備・利用状況等を点検し、分野の特性に応じたスペース管理を図るとともに、施設整備に関する長期的な構想を策定し、計画的な施設設備の整備を行う。
- 施設設備の機能の向上と保全及び安全性の確保を図り、適切な施設設備の維持管理に努める。
- 施設等の整備・管理に当たっては、ユニバーサルデザイン、環境保全などの社会的ニーズに十分に配慮し、豊かで社会に開かれたキャンパスづくりの推進に努める。

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・ 自己点検・評価及び外部評価等に係る全学的な評価委員会を設置し、毎年度、年度計画に係る自己点検評価を実施するとともに、改善事項と改善方策を検討してこれを的確にフィードバックするシステムも整備する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・ 評価委員会で評価結果を全学構成員及び学外へ公表するシステムを整備し、大学運営の改善と改革の遂行に活用する。
- ・ 本学の評価体制と評価の実施状況を学内外に公表し、次期中期目標・計画の策定、教育研究活動、業務運営の改善に反映するフィードバックシステムを構築する。
- ・ 評価結果については、経営協議会等で資源配分の算定に活用することを検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・ 広報委員会を中心に本学の組織や財務、行事、図書、教育、研究活動を、印刷物、公式ホームページ、広報センターで公開、提供し、国内外との学術情報の連携、交流を促進する。
- ・ 大学情報については、広報委員会は評価体制を改善する委員会と連携し、外部有識者の意見も取り入れ、公開システムの見直しを行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ・ 各分野の教育・研究・診療等の特性に応じた弾力的な施設設備の有効活用及び環境整備の充実を図るため、施設整備委員会で全学的な既存施設の点検再調査を実施し、経営協議会等で施設マネジメントシステムを構築する。
- ・ 経営協議会等で大学の施設等整備の長期構想を策定し、計画的な施設等整備の推進に努める。

○施設等の機能保全及び維持管理に関する具体的方策

- ・ 施設を長期にわたり活用するために、施設整備委員会で具体的なプリメンテナンス計画を立案し、潜在するリスクに対応する。また、老朽化対策、施設の安全性、信頼性の確保に努める。
- ・ 施設整備委員会で耐震診断結果に基づく耐震改修計画を策定し推進する。
- ・ 施設整備委員会でインフラストラクチャーの点検・整備充実に努め、安全で安定的なエネルギー供給を行う。

○大学キャンパスにふさわしい環境形成に必要な具体的方策

- ・ 施設整備委員会で学内施設等の社会的弱者への配慮と整備状況を点検し、ユニバーサルデザイン等のための具体的な整備と推進に努める。
- ・ 施設整備委員会、且野原キャンパス交通対策専門委員会、挾間キャンパス交通対策専門委

2 安全管理に関する目標

- 施設設備の安全と環境等に配慮した信頼性のある教育研究環境の整備に努める。

員会で学内の交通形態の見直しを図り、車両入構規制、駐車場の有料化等の具体的な計画を策定し推進する。

- ・ 施設整備委員会で屋外施設・屋外緑化環境の具体的な整備・維持管理計画を策定し、安全で豊かなキャンパスづくりの推進に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・ 新たに設置する安全衛生管理委員会（仮称）で安全管理・事故防止等に関する全学的な安全衛生管理体制の見直しを図り、施設設備の再点検を行い、改善計画を策定し、安全性等の強化を図る。

- ・ 毒物・劇物、化学物質その他危険物等については、安全衛生管理委員会（仮称）で保管場所、保管方法、保管量及び管理簿（一連の履歴を含む）等の管理体制を見直し、更なる安全管理の強化に努める。

- 学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・ 防火管理委員会で防火管理規程等を見直し、全学的な災害対策マニュアルを策定するとともに、定期的な防災訓練の実施に努める。

- ・ 学生生活支援委員会が安全衛生管理委員会（仮称）及び防火管理委員会と連携して学生等に対する安全・衛生教育及び実験・実習における安全マニュアルを作成し、事故防止の徹底を図る。

- ・ 附属学校の児童・生徒等の安全を確保するため、必要な安全対策を講ずる。

- ・ 安全衛生管理委員会（仮称）及び環境整備委員会で全学的に防犯・警備体制を見直し強化を図る。

- 学生・職員の健康管理に関する具体的方策

- ・ 保健管理センターを中心に学生・職員の健康診断及び相談体制を充実する。

VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII. 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

24億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・デジタル画像断層撮影システム	総額 880	長期借入金 (535)
・小規模改修 ・災害復旧工事		施設整備費補助金 (345)

(注1) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

○教員について

①教員人事の方針

a. 教育・研究という本来の目的を適切に達成するためには、「教育公務員特例法」に基づいて行われてきた教員人事の意義と役割を今後も尊重し、その精神、考え方を基本とする。

b. 附属学校教員は、現行の人事システム（県との人事交流）を基本とする。

このため、大分県教育委員会と現在取り交わしている「教員の人事交流に関する覚書」を継続し、円滑な人事交流を図る。

②任期制

現在、医学部の助手について任期制が導入されているが、全学的に教育・研究上の必要性と人事交流の活性化等を勘案し、導入について検討する。

③兼職・兼業

教職員の本務、特に学生教育への影響に配慮し、本学と教職員個人との利益相反が生じることがないように、明確なガイドラインを作成する。

ただし、産学官連携の推進や社会貢献のための兼職・兼業については、制限を緩和し、公共性や社会への貢献度の度合いにより、勤務時間内に行うことも可能とする。

○職員について

①採用

a. 平成17年度以降については、「九州地区国立大学法人職員採用試験」を導入し、その結果により採用を決定する。

b. 上記以外に、特定の専門的知識、実務経験、資格等が求められる分野（法人経営、国際交流、産学連携等）については、民間人の選考採用を導入する。

②人事交流

a. 幹部職員

(1)各大学等から文部科学省の登用面接試験を受けて幹部職員となった者

本人の意向等に配慮しながら、できる限り早期に出身大学等の周辺ブロックに戻ることができるよう配慮し、以後基本的には、当該ブロック内の人事交流システムの中で交流人事を行う。

(2)文部科学省を経験し幹部職員となった者

本人の意向等に配慮しながら、大学からの申し出を基本として、学長と文部科学省との十分な協議・合意の下で、全国レベルの人事交流を行う。

b. 一般職員

組織の活性化、職員の能力向上のため、九州地区ブロックで九州地区の大学間で人事交流を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 77,487百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還額	384	388	448	448	453	459	2,580	3,533	6,113

(リース資産)

なし

4. 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した台風23号等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

学部等の記載事項

(別表)

中期目標		中期計画	
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)	
学部	教育福祉科学部 経済学部 医学部 工学部	平成 16 年 度	教育福祉科学部 985人 (うち教員養成に係る分野 400人)
研究科	教育学研究科 経済学研究科 医学系研究科 工学研究科 福祉社会科学研究科		経済学部 1,245人 医学部 820人 (うち医師養成に係る分野 560人) 工学部 1,500人
			教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)
			経済学研究科 40人 (うち修士課程 40人)
			医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)
			工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)
			福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)

	平成 17 年 度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1,240人</p> <p>医学部 820人 (うち医師養成に係る分野 560人)</p> <p>工学部 1,500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 40人 (うち修士課程 40人)</p> <p>医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>
	平成 18 年 度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1,240人</p> <p>医学部 820人 (うち医師養成に係る分野 560人)</p> <p>工学部 1,500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 40人 (うち修士課程 40人)</p> <p>医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>

	平成19年度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1,240人</p> <p>医学部 820人 (うち医師養成に係る分野 560人)</p> <p>工学部 1,500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 40人 (うち修士課程 40人)</p> <p>医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>
	平成20年度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1,240人</p> <p>医学部 820人 (うち医師養成に係る分野 560人)</p> <p>工学部 1,500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 40人 (うち修士課程 40人)</p> <p>医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>

			教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人) 経済学部 1,240人 医学部 820人 (うち医師養成に係る分野 560人) 工学部 1,500人
	平成 21 年度		教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人) 経済学研究科 40人 (うち修士課程 40人) 医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人) 工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人) 福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)

VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	55,607
施設整備費補助金	345
施設整備資金貸付金償還時補助金	784
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	
授業料及入学金検定料収入	20,328
附属病院収入	64,468
財産処分収入	0
雑収入	582
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,949
長期借入金収入	535
計	146,598
支出	
業務費	
教育研究経費	55,783
診療経費	58,790
一般管理費	20,734
施設整備費	880
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,949
長期借入金償還金	6,462
計	146,598

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額77,487百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、平成17年度以降は16年度の人件費を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人大分大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定してもので決定する。

1 [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

$L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

- ② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

$D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

- ③ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

$D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

((Dx) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

- ④ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

$F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。

(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

- ⑥ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。

(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

2 [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

$D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

- ⑧ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動に実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

$D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

- ⑨ 「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。

$E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

- ⑩ 「附属研究所経費」：附属研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。

$E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

- ⑪ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事

業経費の総額。

$E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

- ⑫ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。

平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

3 [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑮ 「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。

平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

- ⑯ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

- ⑰ 「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑱ 「附属病院収入」：附属病院収入。

$J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

a. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

$D(y)$ ：学部・大学院教育研究経費（②、⑦）、附属学校教育研究経費（③・⑧）を対象。

$E(y)$ ：教育研究診療経費（⑨）、附置研究所経費（⑩）、附属施設等経費（⑪）を対象。

$F(y)$ ：教育等施設基盤経費（④）を対象。

$G(y)$ ：特別教育研究経費（⑫）を対象。

$H(y)$ ：入学料収入（⑤）、授業料収入（⑥）、その他収入（⑭）を対象。

b. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数値により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費 (15), 債務償還経費 (16), 附属病院特殊要因経費 (17) を対象。

J(y) : 附属病院収入 (10) を対象。(J'(y) は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y) は、「経営改善額」)

c. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費 (1) を対象。

M(y) : 特殊要因経費

【 諸 係 数 】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、X-1「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、平成16年度収入予定額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、平成16年度支出予定額により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	141,695
業務費	
教育研究経費	11,449
診療経費	35,052
受託研究費等	1,041
役員人件費	807
教員人件費	44,152
職員人件費	38,274
一般管理費	3,807
財務費用	1,312
雑損	0
減価償却費	5,801
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	144,389
運営費交付金	52,167
授業料収益	15,988
入学金収益	2,472
検定料収益	814
附属病院収益	64,468
受託研究等収益	1,041
寄付金収益	2,729
財務収益	0
雑益	582
資産見返運営費交付金等戻入	2,682
資産見返寄付金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	1,339
臨時利益	0
純利益	2,694
総利益	2,694

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	147,516
業務活動による支出	134,582
投資活動による支出	5,554
財務活動による支出	6,462
次期中期目標期間への繰越金	918
資金収入	147,516
業務活動による収入	144,934
運営費交付金による収入	55,607
授業料及入学検定料による収入	20,328
附属病院収入	64,468
受託研究等収入	1,041
寄付金収入	2,908
その他の収入	582
投資活動による収入	1,129
施設費による収入	1,129
その他の収入	0
財務活動による収入	535
前期中期目的期間よりの繰越金	918

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目的期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額(918百万円)を含む。